

一般則様式第21 (第37条関係)

液石則様式第21 (第38条関係)

冷凍則様式第13 (第26条関係)

高圧ガス販売事業届	一般 液石 冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
販売所所在地	〒	電話	
販売をする高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと。

販売計画書

1 販売の目的

2 販売の方法（該当項目全てをチェックする）

- 容器置場を設置して販売する
- 容器置場を設置せず、卸店の容器置場から充填容器等を運搬して販売する
- 容器置場を設置せず、直接充填容器等を運搬せずに販売する

3 容器置場の有無（○で囲む）

有り 無し

4 販売するガスの種類

ガスの区分	容器置場に貯蔵するガス名	容器置場に貯蔵しないガス名
特殊高压ガス		
可燃性毒性ガス		
可燃性ガス		
毒性ガス		
酸素		
液化石油ガス		
その他のガス		

備考 混合ガスについては、該当するガスの区分の欄に記入し、混合比率を記載すること。

販売の方法に係る技術上の基準に関する事項

規則		項目	申請内容	
一般	液石			
40条 1号	41条 1号	高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。		
2号	2号	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってすること。		
3号	3号	充填容器等の引渡しは、充填期限を6か月以上経過していないものであること。かつ、その旨を明示すること。		
5号	5号	圧縮天然ガス または 液化石油ガス	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者、液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売する場合、配管の気密試験のための設備を備えること。	
4号	4号			圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者、液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売する場合、消費のための設備について、次に掲げる基準に適合することを確認すること。
イ	イ			充填容器等（内容積20L以上に限る。以下同じ。）は、2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。 ※ただし、告示で定める場合に限り、充填容器等及びこれらの附属品から漏えいした高压ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。
ロ	ロ			充填容器等には腐食防止措置を講ずること。
ハ	ハ			充填容器等は、常に温度40℃以下に保つこと。
ニ	ニ			充填容器等（内容積5L以下を除く）には転落転倒防止措置を講ずること。
ホ		圧縮天然ガス		
へ				充填容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 高压側：容器耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験 及び 耐圧試験圧力の60%以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。 調整圧力：2.3 kPa～3.3 kPa 閉そく圧力：4.2 kPa 以下 配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。
ト				容器～調整器：容器耐圧試験圧力以上 調整器～閉止弁：0.8 MPa 以上（30 cm 未満のものは0.2 MPa 以上） 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。
チ				調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後 4.2 kPa 以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。
	ホ	液化石油ガス		
	へ			充填容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 充填容器等～閉止弁：2.6 MPa 以上の耐圧試験 及び 1.6 MPa 以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。 配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。 充填容器等～調整器：2.6 MPa 以上 調整器～閉止弁：0.8 MPa 以上 ※調整器に接続する長さ30 cm（屋外に設置した風呂がまに用いるものは2 m）未満の配管については、0.2 MPa 以上
	ト			硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いること。

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。